

火明命十七世孫吳足尼之後也、山猪子連等仕奉_レ上宮豐聰耳皇太子_○聖御杖代、爾時太子巡行山城國、于時古麻呂家、在山城國久世郡水主村、其門有大榎樹、太子曰、是樹如室、大雨不漏、仍賜榎室連。

〔新撰姓氏錄左京神別〕大貞_○貞一連本作眞

速日命_○速上恐十五世孫珍_○珍一本一作珍一加利々大連之後也、上宮太子攝政之年、任大掠官、于時家邊有大保楊樹、太子巡行卷向宮之時、親指樹問之、即詔阿比大連賜大保連、四世孫正六位上千繼等、天平神護元年、改字賜大貞連。

〔續日本紀十二〕天平八年十一月丙戌、從三位葛城王、從四位上佐爲王等上表曰、_○略中葛城親母贈從一位縣犬養橘宿禰、上歷淨御原朝廷、_○天下逮藤原大宮、_○文武事君致命、移孝爲忠、夙夜忘勞、累代竭力、和銅元年十一月二十一日、供奉舉國大賞、二十五日御宴、天皇譽忠誠之至、賜浮杯之橘、勅曰、橘者果子之長上、人所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不凋、與珠玉共競光、交金銀以逾美、是以汝姓者、賜橘宿禰也。

〔諸神根元抄〕春日社
神護景雲元年六月廿一日、伊賀國名張郡夏身郷一瀬河_{ニテ}御沐浴、以鞭爲驗、立給成樹生付了、自其渡御、同國薦生中山、數月御時、風秀行等_仁、燒栗各一賜、而宣云、汝等子孫、無斷絶可我_ニ仕_ル者、其栗殖_{ヘン}ニ必可生付、即生付了、因之始號中臣殖栗連。

同姓異出

〔古史徵一〕_夏此處にいさ、か、姓氏錄を讀まむ人々の、別に心留めおかずは思ひ誤まるべく所思ゆる事どもを記してむとす、_○中_ナ稱_ナる氏は同して、祖は異なるを、其氏々に本末ある事は、中臣氏の中臣は、中執持てふ言の約れるにて、_○師_ナ説_ナと異なり、古史傳に、神と皇との御中執持つ、兒屋根命の子孫に屬る本よりの氏なるを、其外にも中臣某と云姓、これかれ見えたるは末なり、_○中_ナ臣_ナ其は縁有し、_○或は其家なられども、別に由有て、中臣の職業を仕奉れる事なご有て、負るなるべし、其は紀氏は、天御食持命の裔に屬る氏なるを、武内宿禰命の孫の木國造に縁ありて稱り、また弓